

令和7年1月 農業委員会議事録

開催日：令和7年1月24日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前10時00分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 1月24日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	欠	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 江 森 一 雄

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚
農業振興課主幹 濱 野 洋 平
農業振興課主事 前 田 梨 紗

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前11時15分

9. 会議の内容

局 長	本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。
会 長	おはようございます。ご苦労さまです。今日は大分暖かくなりまして、ここのところ暖かい日と寒い日がありましたが、今日も10度以上の寒暖差があるということで、体調には十分気をつけていただきたいと思います。2月は平年よりちょっと暖かくなり、3月はかなり暖かくなるそうです。 新年ですので、また新しい年が平和で、アメリカの大統領が替わったので、いろいろ今までと違うことをやりそうなので、何とか平和に過ごせればいいかなと思っております。 それと、今日ちょっと聞いたのですが、越谷市は臨時議会をやるのだそうです。国から農業関係の補助金が来るので、その臨時議会をやるのだそうです。決定されれば皆さんのほうに通知が届くと思うのですが、先日役所へ行ったら、去年までやっていた燃油と肥料、その補助の話となるのだそうです。具体的には議会が通らないとその話はいきませんけれども、今年も去年の分について、燃油と肥料の助成が決定されれば出るということですので、多分通ると思いますので、燃油と肥料の準備はしておいたほうがいいのかなと思っております。決定されれば農業振興課のほうから案内が行くと思いますので、その辺はちょっと聞いたので、ご報告させていただきます。 それでは、慎重審議をよろしく願いして、冒頭の、まとめませんけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
局 長	ありがとうございました。 本日は白鳥委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は第5号及び6号議案、農業振興地域整備計画の変更等

全 員
局 長

局 長

議 長

統 括 主 幹

に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の濱野主幹、前田主事が同席しておりますので、ご報告いたします。

本会議は、農業委員会等に関する法律の第32条の規定により公開するものとなっています。本日は、傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、傍聴席を設けております。これより入っていただいてよろしいでしょうか。

異議なし。

よろしいですか。では、傍聴人に入ってください。

(傍聴人入室)

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から6番の山崎委員、7番の荻島職務代理を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は農業用施設、駐車場です。転用理由といたしまして、営農拡大に伴い、現在使用している作物の洗浄、パック詰めを行うための作業場、作物の貯蔵スペース及び農機具の倉庫、肥料や堆肥置場及び駐輪駐車スペースが点在しており、作業効率が悪く、盗難やいたずら、風雨にさらされた状態を避けるため、新たに農業用施設及び駐車場を設置するための申請です。

本件の農地区分は農用地区域ですが、農地法第4条第6項による農業用施設に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考え

		ます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を石塚委員よりお願いいたします。
2 番 委 員		1 番の件について説明します。
(石 塚 委 員)		1 月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は農業用施設及び駐車場です。南側出入口部分を除き周囲に新設コンクリートブロックを設置するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。
		以上、報告します。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹		議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。
		第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。
		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、1番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成3年に市内に本店を置き、主に自動車解体業を営む法人です。創業以来業績も順調で、自動車解体の業務量

も増加傾向で、半導体の不足や自然災害による廃車が増え、自動車メーカーの販売店から小規模な自動車修理工場に至るまで様々なところからの廃車の受入れが増え、現在市内に数か所の資材置場を所有しておりますが、手狭になり、運搬車両の大型化や、以前であれば道路上での積卸しが常態化していましたが、周辺への安全を考慮し、新たに資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は現在使用している資材置場や本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。なお、令和6年11月7日付で資材置場として農用地区域から除かれています。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の地域において居住する者の業務上必要な施設に該当するものと考えます。また、資金や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを見据え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の祖父の所有地で、借受けできることになりました。申請地は住み慣れた地域であり、両親、祖父母の住まいにも隣接していて、お互い困ったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和62年に市内に本店を置き、主に自動車の整備、修理、販売及びリース業を営む法人です。現在、草加市、越谷市及び春日部市にある大手自動車メーカーの法定点検、車検及び修理等の依頼を受けていますが、作業場や駐車できるスペースが手狭になり、新たに自社の修理工場を計画し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路にも近く、取引先とのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

議 長

10番委員
(中島委員)

いたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、駐車駐輪スペースが狭く、また家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は母親の所有する土地で、借受けできることになりました。申請地は両親の住まいにも隣接していて、将来、親の介護等、お互い困ったときなど助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和6年11月7日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和46年に市内に本店を置き、主に一般貨物の運送業を営む法人です。このたび、産業廃棄物収集運搬業の免許を取得し、建設現場から産業廃棄物の収集業務を拡大することになり、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスがよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上、4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について中島委員、2番について瀬尾委員、3番及び4番について小林委員、5番について豊田委員。

それでは、1番について、中島委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除いて周囲を新設コンクリートブロック及びフェンスで囲うため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

1 1 番 委 員
(瀬尾委員)

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願います。

ありがとうございました。

2 番について、瀬尾委員より願います。

2 番の件についてご説明いたします。

1 月16日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。南側出入口部分を除いて周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

9 番 委 員
(小林委員)

ありがとうございました。

3 番及び4 番について、小林委員より願います。

3 番の件について説明します。

1 月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は自動車修理工場です。道路と接する南側の出入口部分を除いた周囲を既存のコンクリートブロック及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、4 番の件について説明いたします。1 月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分及び住宅と接する北側及び東部分を除き西側にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

8 番 委 員
(豊田委員)

ありがとうございました。

5 番について、豊田委員より願います。

5 番の件について説明いたします。

1 月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田及び畑、転用目的は駐車場です。全ての区域において出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを新設することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

山崎委員。

6 番 委 員

6 番、山崎です。3 番の件について質問したいと思います。

(山崎 (保) 委員)

この地図を見ていただくと、下のほうに、信号の下に新方小学校がございます。今度建つと思われる、面するところに歩道があるのですが、ここは通学路になっているのです。地図、この申請地の中を見ますと車が相当数入ることなので、この通学路に対しての安全対策はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

開発指導課長

それでは、お答えいたします。

こちら通学路ということで、いつも申し上げているのですけれども、転用許可申請する前に条例等の公共施設の整備の協議がありまして、その中で必ずこういう通学路に当たる部分に関しましては、教育委員会と必ず協議して協定書が締結されていますので、その辺のほうは教育委員会として承知されていると思っております。

以上です。

議長

山崎委員。

6 番 委 員

もう一つよろしいですか。筆数が多いので、これは合筆となるのでしょうか。

(山崎 (保) 委員)

開発指導課長

一応申請の筆はこんなにたくさんあるのですけれども、許可する筆はこれであって、今後合筆するというのは、私のほうは伺ってはおりません。

6 番 委 員

実は、私はこの地区の農業委員なのですが、以前も自動車修理工場ということで、令和3年の2月25日に、別の場所の転用で私も現地確認をして許可になった件があったのですが、その後、そこが自動車修理工場ではなく、機械というかそういう鉄骨置場に変更になっているのです。どうしてこういうことが起きるのだろうか。今回も自動車修理工場。ここは住宅の中にできるということで、この騒音も考えられる。もしくは自動車修理工場ではなくて次の段階になるのか、その辺は認可するときに、今度は自動車修理工場になるかどうか、本当に修

(山崎 (保) 委員)

理工場で営業するのかなど、その辺の確認をちゃんとしていただきたい。でないと我々が何のために現地確認しているのかなど。実際問題として、その人たちと対面しているわけではございません。

それと同時に、この下に用水がある。用排水が通っているのです。ここに対する油、自動車修理工場ですので、その辺のほうも徹底してもらえますか。

開発指導課長

こちら開発行為許可をする条件といたしまして、修理工場ということですので、整備士の資格、取引先の取引証明、会社登記等全て確認して許可をする予定でございます。山崎委員がおっしゃるとおり、また今後違うような用途に使われている場合においては、私たちのほうにご連絡いただきまして、それなりの指導はしていくつもりでございます。

また、危惧されている油の部分なのですけれども、いわゆるオイルトラップをつけるということで、その図面等こちら受領しておりますので、排水につきましては、新方領と協議されまして同意を得られております。

以上です。

議長
6 番 委 員
(山崎 (保) 委員)

よろしいですか。

その辺について、もし自動車修理工場ではなくて次のときになるときに、絶対やらせないような形にはならないのでしょうか。ではないと、そういう開発がどんどん、どんどん進んでいって、利用者が来たときにどうしようもなくなってしまうのです。その辺だけはちょっとひとつよろしくお願いします。

開発指導課長

実際のところ、山崎委員がおっしゃっているのは重々承知しております。令和5年の4月1日から調整区域の審査基準を一部改正しまして、自動車修理工場はかなり規制をさせていただきまして、それまではアップパーで400平米ぐらいのできる修理工場だったのですけれども、市街化区域の最大の準住居地域と照らし合わせまして、延べ床を交渉させてもらっていますので、あと国のほうでも都市計画法第34条1号の中で開発許可制度運用指針の中で、許可を渋るものとしまして修理

議 長
6 番 委 員
(山崎 (保) 委員)

議 長
全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

工場というのは明記されていますので、しないということは考えられないのですけれども、この辺につきましては重々見守っていきたいと思っております。

以上です。

よろしいですか。

はい。

ほかによろしいですか。

なし。

ほかには質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案の6番から10番について、事務局より説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は駐車場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、借人は昭和16年に市内に本店を置き、主に一般乗用旅客自動車運送業を営む法人です。現在使用している駐車場が手狭になり、新規従業員の駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在使用している駐車場の隣接地で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、7番及び8番についてですが、2件は関連がございますので、一括して説明いたします。この2件の概要ですが、転用目的

は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は令和5年から市内に小児クリニックを開院していますが、患者数の増加により現在賃借している駐車場が手狭になり、混雑時には公道に車列ができてしまう状況で、かなり危険なため、新たに駐車場を計画し土地を探していたところ、申請地は本医院からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦で居住しておりますが、高齢になり、現在住んでいる住まいは勾配が急な階段の3階建てで、上り降りが大変で転倒、転落のおそれがあるため、バリアフリーの高齢者向けの住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は長男、長女、孫の住まいにも程近く、将来、子育てや介護等、お互い困ったときなど協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成26年に市内に本店を置き、主に病院、福祉施設、企業、学校、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び飲食店等に食材を配送する一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在、越谷営業所、川崎営業所、茨城営業所、千葉営業所及び広島営業所を拠点に業務を行っていますが、埼玉県内の配送が急増し、他の営業所からの応援で業務が成り立っている状況や、働き方改革の問題で労働時間の規制があり、ドライバーの労働負担の軽減、配送ルートを検討をし、配送時間の短縮のため、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

議長

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番について白鳥委員欠席のため事務局より、7番から10番について石塚委員よりお願いいたします。

統括主幹

それでは、6番について事務局よりお願いいたします。

本日、白鳥委員欠席のため事務局より報告いたします。

なお、現地は白鳥委員に確認していただいております。

6番の件について説明いたします。1月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場の敷地拡張です。周囲には既存のコンクリートブロックや大谷石の塀が設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

7番から10番について、石塚委員よりお願いいたします。

2番委員

7番の件について説明します。

(石塚委員)

1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南側の出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックで囲うため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、8番の件について説明します。1月15日、現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。隣地に農地はなく、北側出入口部分を除いて周囲を既存及び新設コンクリートブロックを囲うため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、9番の件について説明します。1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲に擁壁及びコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、10番の件について説明します。1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びネットフェンスで囲

議 長

うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員
(田口委員)

10番のほうの件につきまして1点だけちょっと質問をしたいと思います。よろしく願いします。

こちらは東側の道路が出入口という形になるかと思います。申請地につきましては、道路の幅員を8メートル広げるという形になっておりますが、それ以外のところ、南側のほうに向かっていく道路の幅員というのはどのようなになっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

開発指導課長

では、お答えします。

田口委員がおっしゃっているのは、開発地に向かつての県道からの幅員が、大体みんな後退が済んでいるようですので、8メートルぐらいは確保されております。

3 番 委 員
(田口委員)

今回の場所につきましては、大型のトラックとかが多分止めたり出入りをしたりとかという形になるかと思うので、恐らく8メートルぐらいの幅員は当然必要になってくるのだと思いますので、ちょっとそちらのほうのご質問をさせていただきました。ありがとうございました。

議 長

よろしいですか。

3 番 委 員
(田口委員)

はい。

議 長

ほかに。

全 員

なし。

議 長

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての概要について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり農業委員会のご審議をお願いするものです。 概要説明は以上です。
議 長	第3号議案の1番及び2番については、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●は退席させていただきます。 議事進行については、荻島職務代理にお願いいたします。 ここで暫時休憩いたします。 （休憩時刻：午前10時39分） （●●番 ●●委員退室：午前10時39分） （再開時刻：午前10時40分）
職 務 代 理	休憩前に引き続き会議を開きます 第3号議案の1番及び2番について、事務局に説明願います。
統 括 主 幹	それでは、議案書の5ページを御覧ください。 第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番及び2番について説明します。 番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。 1番、面積は878平方メートル、再設定で、期間は10年です。 2番、面積は1,057平方メートル、再設定で、期間は10年です。 以上2件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号

職 務 代 理
全 員
職 務 代 理

の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの事務局の説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

職 務 代 理

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時41分)

(●●番 ●●委員入室：午前10時41分)

(再開時刻：午前10時42分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます

続きまして、第3号議案の3番についても議事参与制限のある案件でございます。●●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩時刻：午前10時42分)

(●●番 ●●委員退室：午前10時42分)

(再開時刻：午前10時43分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案の3番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての3番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

3番、面積は1,982平方メートル、再設定で、期間は10年です。

議
全
議

長
員
長

本件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時44分)

(●●番 ●●委員入室：午前10時44分)

(再開時刻：午前10時45分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第3号議案の4番から9番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、議案書の5ページから7ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての4番から9番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

4番、面積は1,446平方メートル、再設定で、期間は10年です。

5番、面積は4,225平方メートル、再設定で、期間は10年です。

6番、面積は6,963平方メートル、再設定で、期間は10年です。

7番、面積は524平方メートル、再設定で、期間は10年です。

8番、面積は2,373平方メートル、再設定で、期間は10年です。

9番、面積は1,920平方メートル、再設定で、期間は10年です。

以上6件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号

議

長

の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての概要を事務局より説明願います。

統 括 主 幹

これまでの農地の貸借といいますと、地権者と耕作者が直接相対で貸借をしていた農用地利用集積計画と、中間管理機構が地権者から借りて耕作者に配分する農用地利用配分計画の2つに分かれていました。しかし、令和5年度から2つに分かれていた制度を同時に行う農用地利用集積等促進計画に統一化されました。統一化されたといっても、令和7年3月31日までは農用地利用集積計画も制度としては残ります。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を、借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

概要は以上です。

議	長	第4号議案の1番から7番についても議事参与制限のある案件でございます。●●番の●●委員は退席を願います。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時48分) (●●番 ●●委員退室：午前10時48分) (再開時刻：午前10時49分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 第4号議案の1番から7番について、事務局より説明願います。
統括主幹		それでは、議案書の8ページを御覧ください。 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番から7番について説明します。 番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から貸借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。 1番、筆数は3筆、面積は2,440平方メートル、期間は10年です。 2番、筆数は1筆、面積は1,000平方メートル、期間は10年です。 3番、筆数は1筆、面積は1,000平方メートル、期間は10年です。 4番、筆数は2筆、面積は2,000平方メートル、期間は10年です。 5番、筆数は5筆、面積は5,365平方メートル、期間は10年です。 6番、筆数は1筆、面積は350平方メートル、期間は10年です。 7番、筆数は1筆、面積は900平方メートル、期間は10年です。 以上7件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。 事務局からは以上です。
議全議	長 員 長	ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

全 員
議 長

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第4号議案の8番についても議事参与制限のある案件でございます。●●番の●●委員と●●が該当しますので、●●も退席させていただきます。

議事進行については荻島職務代理にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時52分)

(●●番 ●●委員、●●番 ●●委員退室：午前10時52分)

(再開時刻：午前10時53分)

職 務 代 理

休憩前に引き続き会議を開きます

第4号議案の8番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、議案書の8ページ及び9ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての8番について説明します。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

8番、筆数は4筆、面積は3,000平方メートル、期間は10年です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

職 務 代 理
全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

職 務 代 理

質疑はございませんので、以上で質疑を終結します。

全 員

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

職 務 代 理

なし。

意見はございませんので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

職 務 代 理

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

ここで暫時休憩し、●●委員に入ってください。

(休憩時刻：午前10時54分)

(●●番 ●●委員入室：午前10時54分)

(再開時刻：午前10時55分)

職 務 代 理

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第4号議案の9番から17番についても議事参与制限のある案件でございますので、引き続き●●委員は退席いただいています。

第4号議案の9番から17番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、議案書の9ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての9番から17番について説明いたします。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

9番、筆数は2筆、面積は1,000平方メートル、期間は10年です。

10番、筆数は1筆、面積は1,083平方メートル、期間は10年です。

11番、筆数は3筆、面積は2,092平方メートル、期間は10年です。

12番、筆数は4筆、面積は2,646平方メートル、期間は10年です。

13番、筆数は4筆、面積は2,000平方メートル、期間は10年です。

14番、筆数は1筆、面積は1,000平方メートル、期間は10年です。

15番、筆数は2筆、面積は1,350平方メートル、期間は10年です。

16番、筆数は1筆、面積は750平方メートル、期間は10年です。

職 務 代 理

全 員

職 務 代 理

全 員

職 務 代 理

職 務 代 理

職 務 代 理

統 括 主 幹

17番、筆数は2筆、面積は1,476平方メートル、期間は10年です。

以上9件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

なし。

意見はございませんので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第4号議案の18番についても議事参与制限のある案件でございます。●●番の●●委員と●●委員が該当いたしますので、●●委員は退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前10時58分）

（●●番 ●●委員、●●番 ●●委員退室：午前10時58分）

（再開時刻：午前10時59分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4号議案の18番について、事務局から説明願います。

それでは、議案書の9ページ及び10ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての18番について説明します。

番号、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者、農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、筆数、設定面積、期間の順に読み上げます。

職 務 代 理

全 員

職 務 代 理

全 員

職 務 代 理

職 務 代 理

議 長

統 括 主 幹

18番、筆数は5筆、面積は4,187平方メートル、期間は10年です。

本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

なし。

意見はございませんので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前11時00分）

（●●番 ●●委員、●●番 ●●委員入室：午前11時00分）

（再開時刻：午前11時01分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4号議案の19番から121番について、事務局から説明願います。

それでは、議案書の10ページから21ページを御覧ください。

19番から121番の総筆数257筆、総面積19万3,372平方メートル、期間は10年です。

また、103件と件数が多いため、個別の内容は議案書をご確認いただき、内容の説明を省略させていただきます。

以上103件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する農地は、全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

議
全
議

長
員
長

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

全
議

員
長

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

農業振興課の前田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の22ページを御覧ください。

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和6年10月15日から令和6年12月16日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外の申出が4件ありました。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し、支障がなければおよそ1年程度後に農用地区域から除外され、農地法の許可申請が提出されるという流れになります。申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図・土地利用計画図を御覧ください。

それでは、1番から4番の案件についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現

市内の賃貸住宅に交際相手と居住しております。今後結婚を予定しており、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、高齢になる両親とお互いに協力しながら生活したいと考え、実家の近くに居住することを希望しておりました。その旨を父に相談したところ、父が所有する申出地を利用できることになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は95.71平方メートルを予定しております。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在市内の賃貸住宅に妻と居住しております。第1子が生まれる予定であり、家財道具も増え手狭となったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、高齢になる妻の両親と互いに協力しながら生活したいと考え、妻の実家の近くに居住することを希望しておりました。その旨を妻の両親に相談したところ、妻の両親が所有する申出地を利用できることになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は115.93平方メートルを予定しております。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は駐車場の敷地拡張です。申出人は、現在市内で電気工事業を営んでおります。近年、従業員は12名増加し、事業所を建築した当初の想定を超え、手狭となっており、新たな事務所の必要性が生じておりました。しかし、既存の敷地は工事用車両の駐車場などで最大限利用しており、新たな事務所は建築できずにおりました。そのような状況の中、隣接する申出地を譲り受けられることになったため、既存敷地に新たな事務所を建築し、それに伴い不足する駐車場の敷地として利用したいという申出です。申出地において建築物の計画はありません。

続きまして、4番の概要ですが、除外理由は駐車場です。申出人は、市内で病院や介護老人保健施設、認知症デイケアサービス施設などを営む医療法人です。これまで近隣の駐車場を借用し、認知症デイケアサービス施設を来客用、従業員用、施設車両用として使用しておりましたが、地権者の都合により駐車場は借用できなくなりました。その

議長

後は、他施設の駐車場や敷地を間借りして駐車しておりましたが、本来は他施設の利用者のための駐車場であり、継続して間借りするわけにはいかず、新たな駐車場の必要性が生じておりました。このような状況の中、申出地を利用できることになったため、駐車場敷地として利用したいという申出です。建築物の計画はありません。

農業振興課からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について中島委員、3番について荻島職務代理よりお願いいたします。4番については私から説明いたします。

10番委員
(中島委員)

それでは、1番及び2番について、中島委員よりお願いいたします。

1番の件について、1月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲にコンクリートブロック及びアルミフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、2番の件について説明します。同じく1月15日に現地を確認しております。現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

7番委員
(荻島委員)

3番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

3番の件について報告いたします。

1月15日に現地を確認いたしました。現状は田んぼで、除外理由は駐車場の敷地拡張です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

4番について私から説明いたします。

全
議

員
長

4番の件について、1月15日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は駐車場です。周囲には既存のアルミフェンス及びコンクリートブロックがあり、さらに新設のコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

それでは、議案書の23ページを御覧ください。

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について、ご説明いたします。

先ほど第5号にて農用地区域からの除外の案件についてご説明いたしました。一方、この編入については、過去に除外を行った農地を農用地区域へ戻し入れるものです。除外と同様の申出期間において編入の申出が1件ありました。編入の手続についても除外同様の協議や手続を経て、支障がなければおおそ1年程度の後、農用地区域へ編入されることとなります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の農用地区域への編入申出地案内地図を御覧ください。

それでは、1番についてご説明いたします。当該申出地は、申出人の自己用住宅として利用したいという申出により、平成26年5月30日

議 長

1 0 番 委 員
(中島委員)

議 長

全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

付で農用地区域から除外しました。しかしながら、自己用住宅を建築する計画がなくなったため、改めて農用地として編入する申出です。

なお、編入する●●●●●●番●●の畑につきましては、第5号議案の番号2でご説明したとおり、別の申出人の自己用住宅の一部として除外いたします。

過去に農用地区域から除外した農地であっても、その計画が実行されなかった場合、農用地に編入した上で新たな計画の除外申出内容について協議する必要があることから、このような事務手続となっております。

農業振興課からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を中島委員よりお願いいたします。

1 番の件について、1月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、適正に管理されております。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

それでは、報告をさせていただきます。

議案書の24ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の

		規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 続きまして、議案書の25ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、8件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。 続きまして、議案書の26ページから27ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。本件は、農地の賃貸借契約の合意解約です。今回6件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。 報告事項は以上です。
議	長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、2月25日火曜日、午前10時からこの会議室で行います。
局	長	会長、ありがとうございました。 本日の議事につきましては全て終了しましたので、傍聴人の方については、退室をお願いいたします。 (傍聴人退室)
局	長	それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。
職 務 代 理		本日は農業委員会会議に出席ありがとうございます。寒さも本番の大寒が過ぎて、来週あたりから少しずつ暖かくなるという話も出ていますが、体に気をつけて、また来月の農業委員会の出席をお願いいたします。本日はご苦労さまでした。
局	長	ありがとうございました。 本日の総会はこれにて閉会といたします。 (閉会時刻：午前11時15分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 1月24日

議 長

署名委員

署名委員